

令和6年第9回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和6年9月26日（木） 13時34分開会
13時47分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	田中 久夫
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第10号 指宿市青少年問題協議会委員の任命について
 - ・ 日程第2 報告第11号 学校給食費の改定について
 - ・ 日程第3 議案第27号 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則の一部改正について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和6年第9回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、中村委員が少し遅れるということではありますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和6年第8回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますのでご覧ください。

項目1、項目5です。

9月2日、市議会定例会本会議の招集、議案質疑があり、18日、19日が一般質問でございました。一般質問におきましては、教員不足、教職の魅力等について、ヤングケアラーについて、学校給食の無償化についての質問をいただきました。

項目2です。

9月3日、第3回市校長研修会を開催し、2学期に向けての準備のお願いをいたしました。

項目3です。

9月7日、指宿商業高校及び指宿高校の体育祭を視察いたしました。快晴で暑い日となりましたが、両校とも高校生のエネルギーが伝わる、すばらしい体育祭でございました。

項目4です。

9月15日、各中学校の体育大会を視察いたしました。教育委員の皆様にも出席をいただきまして、ありがとうございました。台風が心配されたところでしたが、天気にも恵まれ、それぞれの学校が工夫したプログラムの中で、生徒が元気にきびきびと活動する様子を見て感心をいたしました。

項目6です。

9月24日、指宿市木曜会に出席をいたしました。

項目7です。

同じく24日、第3回市教頭研修会を開催いたしました。端末の活用推進、学力

向上について、各学校の実態をしっかりと分析し取り組むことをお願いいたしました。

項目 8 です。

9月25日、秋の全国交通安全運動街頭キャンペーンがあり、市役所前交差点で立哨指導をいたしました。9月末から10月にかけて、各小学校の朝の登校の様子を視察する予定でございます。

項目 9 です。

同じく25日、県市町村教育長会第2回専門部委員会及び全体会に出席いたしました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第10号，指宿市青少年問題協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1，報告第10号，指宿市青少年問題協議会委員の任命について，ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市青少年問題協議会設置条例第3条第3項の規定に基づき，指宿市青少年問題協議会委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市青少年問題協議会設置条例第3条第3項では，「委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。」と規定されております。次の者とは，市議会議員，市教育長，市関係部課等の長，市社会教育委員，市における青少年関係行政機関の長，小中高等学校長，保護司，児童委員，社会教育関係団体の長，青少年育成推進員であります。

同条第1項では「協議会は，会長及び委員25人以内で組織する。」と規定しており，お示しのとおり23人の委員を任命したところであります。

なお，任期は令和6年9月1日から令和8年8月31日の2年間であります。

以上で，報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

この青少年問題協議会というものは，年間どれくらい行われて，こういった議題について協議されたりしているのでしょうか。

(上蘭課長)

開催につきましては毎年，年に1回開催しております。内容につきましては，警察署や市役所関係課，学校，社会教育団体から現状報告があった後，青少年の

指導育成等に関し、その施策についての協議、意見交換を行っております。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第10号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，報告第11号，学校給食費の改定についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，報告第11号，学校給食費の改定について，ご説明を申し上げます。
資料の4ページをご覧ください。

学校給食費の改定について，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき，次のとおり学校給食費を改定することについて，教育長が専決処理したので，同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

学校給食費の額につきましては，指宿市学校給食センター管理運営要綱第3条の規定により，「指宿市学校給食センター運営委員会に諮って審議し，指宿市教育委員会が決定する。ただし，年度途中で物価の変動等があった場合は，運営委員会に諮らずに給食費の額を変更することができる。」と定めており，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定により，学校給食センター管理運営業務に関することは，教育長の専決事項とされていることから，同条第3項の規定により報告するものであります。

学校給食費の改定内容につきましては，別添資料1にもございますが，小学校の給食費月額4,400円を4,800円に，中学校の給食費月額5,000円を5,500円に，令和6年9月分から改定するものであります。

改定の理由としましては，学校給食センターでは，学校における食育の推進を図る観点から，地場産物の活用や，郷土食・行事食など，工夫した献立を実施しながら，魅力ある充実した給食の提供に努めておりますが，米をはじめとする給食食材費等の急激な高騰に伴い，現行の学校給食費では栄養バランスや栄養量を保った給食の提供が困難となったことから，給食費の値上げを実施するものであります。

なお，学校給食費の保護者負担を据え置くために，現在，開会中であります令和6年市議会第3回定例会において，学校給食費等補助金の増額補正を提案しているところであります。

以上で，報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第11号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3，議案第27号，指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3，議案第27号，指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼条例施行規則の一部を6ページのとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に従い、原則5年ごとに使用料等の見直しを行っており、今回、特別観覧料等の改正が行われたことから、本規則の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

また、併せて別添資料2もご覧ください。

今回の改正は、これまで施行規則第11条第2項に基づき、観覧券の交付を受けた者が交付を受けた当日に限り、受付で観覧券を提示していただくことで、企画展の特別観覧料の全額を割引しておりましたが、令和6年第3回定例教育委員会で説明させていただいたとおり、特別観覧料等において、新たに企画展（観覧料込み）の項目を設けたことから、同項を削除するものであります。

なお、附則において、施行期日を令和6年10月1日とし、経過措置として、施行の日以後の特別観覧料等について適用し、同日前の特別観覧料等につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第27号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3、議案第27号は、提案のとおり可決することといたします。
以上で、本日、予定されていた議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和6年第9回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。